

<平成 28 年刑事訴訟法改正を受けた短答過去問解説の修正・付加について>

(2018 年 6 月 1 日施行分)

2018 年 6 月 11 日

伊藤塾 司法試験科

本レジュメは、刑事訴訟法について平成 28 年（2016 年）に改正された規定のうち、2018 年 6 月 1 日に施行されたものを対象に、対象とした規定により修正・付加が必要となった問題・解説を修正等を施した上で抜粋して掲載し、その修正等を施した箇所に下線を付したものです。

なお、百選及び参考文献の情報は除いてあります。

2 裁判主体・当事者に関する諸問題

2-11（司法 H20-30）

肢オ解説

被疑者の請求により国選弁護人を選任するためには、当該被疑者に対し、被疑事件について勾留状が発付されていることを要する（刑訴法 37 条の 2 第 1 項本文）。そのため、在宅のまま取調べを受けている被疑者からの請求があったとしても、裁判官は、被疑者のために国選弁護人を付すことを要しない。よって、本記述は誤りである。

H27（追加）（予備 H27-24）

肢イ解説

裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、被告人と証人との間で相互に相手の状態を認識できないようにするための措置を採ることができる（刑訴法 157 条の 5）。……

7 公判手続

7-47（司法 H23-27，予備 H23-18）

肢ア解説

死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、即決裁判手続の申立てをすることはできない（刑訴法 350 条の 16 第 1 項ただし書）。……

肢イ解説

検察官は、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなければ、同手続の申立てをすることができない（刑訴法 350 条の 16 第 2 項）。……

肢ウ解説

刑訴法 350 条の 23 に規定されている。……

肢エ解説

刑訴法 350 条の 29 に規定されている。……

8 証拠

8-15 (司法H20-36)

問題柱書

証人の保護に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1 から5 までのうちどれか。なお、記述中の証人への付添いは刑事訴訟法第157条の4、証人の遮へいは同法第157条の5、ビデオリンク方式による証人尋問は同法第157条の6に、それぞれ規定されているものをいう。

肢ア解説

証人への付添いは、証人の精神的負担の軽減を目的とするものであるが、被害者が証人である場合に限定されるものではない(刑訴法157条の4第1項)。……

肢イ解説

付添人は、尋問・供述を妨げたり、供述内容に不当な影響を与えたりする言動を禁じられる(刑訴法157条の4第2項)。……

肢ウ解説

……そこで、この負担軽減を目的として、証人と被告人との間、そして、証人と傍聴人との間で遮へい措置を採ることができる(刑訴法157条の5第1項、2項)。……

肢エ解説

ビデオリンク方式による証人尋問の対象は、強姦罪等の性犯罪の被害者(刑訴法157条の6第1項1号、2号)に限定されない(同3号)。……

肢オ解説

裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置(遮へい措置)を採ることができる(刑訴法157条の5第1項本文)。……

13 その他

13-1 (司法H21-29)

肢イ解説

即決裁判手続の申立ては、検察官が、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面によりすることができる(刑訴法350条の16第1項)。……